

介護報酬の主な加算

2024 年度に訪問介護基本報酬の引き下げがされたところですが、国は、他の加算取得による対応を示しているところです。特に、介護人材の確保にもつながる特定事業所加算については、看取り期の利用者など重度者へのサービス提供や中山間地域等で継続的なサービス提供を行っている事業所を適切に評価する観点等から見直しが行われ、介護職員等処遇改善加算と合わせて取得が推進されています。

その他も含め、主な加算は以下のとおりとなります。

加算名	内容
特定事業所加算	5 段階区分で、有資格者の職員配置体制、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者配置、中重度の要介護者の受入、医療との連携による看取り期対応等を評価
介護職員等処遇改善加算	4 段階区分で、主に介護実務を担当する職員を対象に、職員の月給や労働環境を改善していることを評価（賃金体系や昇進等の仕組みの整備・処遇面以外での職員労働条件の改善・介護職員の月額賃金を一定水準以上に改善）
認知症ケア加算	2 段階区分で、認知症に関する研修を修了した職員を配置し、認知症症状の進行緩和に繋がるケア提供を評価
夜間・早朝・深夜加算	午後 6 時～午前 8 時のサービス提供を評価
口腔連携強化加算	適切な口腔管理のため、歯科訪問診療料実績のある歯科医師等と連携し、利用者の口腔状態を評価することを評価
生活機能向上連携加算	2 段階区分で、リハビリ専門職等と連携し、自立支援・重度化防止に資する介護を実施することを評価
緊急時訪問介護加算	利用者・家族等からの求めに応じて、担当介護支援専門員と連携し、計画外の訪問介護を緊急に行うことを評価
生活援助加算（身体介護に引き続き生活援助を行った場合）	一連のサービスの中に身体介護と生活援助（20 分以上）が含まれる場合
二人の訪問介護員等による場合	利用者の理由等により 1 人の利用者に対して同時に 2 人の訪問介護員がサービスを提供した場合